

薬生薬審発 0202 第 5 号  
平成 30 年 2 月 2 日

各 都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

### 毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 31 日に、福岡県の北九州市で発生したシアン化ナトリウムの紛失事件をはじめとして、毒物及び劇物に係る盗難又は紛失事故が多発しているところです。つきましては、貴職において、貴管下関係事業者等に対し毒物及び劇物の適正な保管管理を指導するとともに、特に下記の内容について、とりいそぎ対応の徹底を行っていただくようお願ひいたします。

#### 記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知)、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成 10 年 7 月 28 日付け医薬発第 693 号医薬安全局長通知) 等を踏まえ、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 特に、毒物及び劇物を貯蔵、陳列等する場所について、かぎをかける設備等のある堅固な施設とした上で、そのかぎの管理方法についても適切な措置をとること。
- 3 また、毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 第 2 項等に基づき、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

受付
平 30.2.2
薬第 55 号
880 大阪府

# 毒物及び劇物の保管管理について

〔昭和五十二年三月二十六日 薬発第三百三十二号  
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて〕

毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）の指導等についてはかかるよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、下記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

## 記

- 一 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第十一條第一項に定める措置として次の措置が講じられること。
  - (一) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
  - (二) 貯蔵、陳列等する場所については盜難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 二 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和五十年七月三十一日毒物及び劇物の保管管理について

薬発第六百六十八号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるように指導されたいこと。

三 法第二十二条第五項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、上記二の措置を講ずるよう指導されたいこと。

# 毒物及び劇物の適正な保管 管理等の徹底について

いて十分確認を行うこと。  
また、毒劇物の交付に当たっては、法第十五条を遵守するとともに、身分証明書等により交付を受ける者について十分確認を行うこと。

平成十年七月二十八日 医薬発第六百九十三号  
厚生省医薬安全局長から各都道府県知事あて

標記については、平成七年四月七日薬発第三百七十七号厚生省業務局長通知「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」等により貴管下所在の関係業者への指導方をお願いしているところである。

今般、和歌山県内において食品中にシアン化合物が混入されたことによると思われる中毒事件が発生した。原因物質、混入経路等詳細については依然不明ではあるが、この種の事件の重大性に鑑み、貴管下所在の毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、下記の措置を徹底するよう再度指導されたい。

## 記

一 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者において、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）に基づく適正な保管管理等が行われているかについて早急に点検を行ふこと。

二 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者において、毒劇物を販売又は授与する場合に、法第十四条に基づく手続きを踏むとともに、譲渡の申し込みのあつた者又は法人の事業等について十分確認を行い、また、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかにつ